

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、 定期予防接種が受けられなかった方へ

主治医から予防接種の許可が出ましたら、必ず接種前に市保健所健康増進課へお申し込みください。

<接種前にやること>

- ① 「長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種申出書・医師意見書」を作成する。（様式は市ホームページよりダウンロード、または窓口でお渡しします。）

※医療機関において意見書の作成費用がかかる場合は、自己負担となります。

- ② 市保健所健康増進課窓口で申込みを行う。



持参するもの

- 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種申出書・医師意見書（記入済みのもの）
- 母子健康手帳（こどもの定期予防接種を受ける方のみ）

なお、市外で接種を希望される場合は、別途「予防接種実施依頼書」の発行手続きが必要な場合があります。詳細は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

- ③ 市保健所健康増進課より「定期予防接種のお知らせ」を受け取る。

※発行には2週間程度かかります。

※申込み内容によっては定期予防接種の対象とならず、お断りさせていただく場合があります。

例：医師意見書において、「接種が可能となった日」とされている日付時点で予防接種を受ける方の年齢が、定期予防接種を受けることができる年齢内であった場合や、対象外の疾病と判断された場合等。

<接種当日>

- ④ 医療機関で予防接種を受ける。



持参するもの

- ③で発行された「定期予防接種のお知らせ」の写し（原本はお手元に保管してください。）
- 予防接種予診票
- 予防接種を受ける方の身分証明書（医療証やマイナンバーカード等ご住所の確認ができるもの）
- 母子健康手帳（こどもの定期予防接種を受ける方のみ）